

日本大気化学会主催・参画する学会時の保育支援にかかるガイドライン

日本大気化学会女性活躍推進 WG

Version 1: 2020/07/27

Version 2: 2023/06/06

1. 保育支援の目的

育児中の学会参加希望者に対して必要な保育支援を提供することで、学会参加を促すことを目的とする。ここで「学会」とは日本大気化学会が主催・参画する春季の JpGU での大気化学セッションと秋季の大気化学会討論会を指す。

2. 支援方法

以下のいずれかまたは両方の方法で保育支援を実施する。

- (i) 会場（敷地）内に臨時託児室を設置する（シッター手配等）。
- (ii) 利用者が既存の保育施設を利用した場合の、利用料に対する補助支援を行う。利用保育施設の場所が学会会場近隣でない場合や、学会参加のための延長保育（早朝および夜間）、病児・病後児保育についても支援対象とする。ただし、通常保育は適用外とする。

JpGU 時は JpGU が実施する保育支援を利用してもらうことを基本とするが、通常利用している保育園の延長保育を利用した場合は支援を実施する。

討論会時は (i) もしくは (ii) の方法で支援を実施する。

なお、宿泊型の討論会で子と一緒に討論会参加予定の会員に、個室利用の希望調査を事前に実施し、個室利用を優先する。予稿提出前に保育支援希望の調査、個室および子の食事（アレルギー含む）等の希望調査を実施する。

3. 対象者

学会に参加する際に、子の保育が必要である日本大気化学会会員を対象とする。但し、非会員であっても発表を行う場合は対象者とする。補助対象の子の年齢制限は特に定めないが、目安として小学生以下とする。

4. 補助の上限

補助金は、「保育支援経費」として支出される（休業中会員支援と合わせて経費全体が年間 10 万円以下（年度の予算に合わせて都度見直し）となるよう調整する）。

- ・ 支援方法 (i) の場合は、経費（シッター会社等への支払い、保険、場所代等）が、保育支援経費でまかなえる範囲の場合、利用者負担はゼロとする（全額補助）。しかし、これを超える場合は、利用者に負担を求めることとする。
- ・ 支援方法 (ii) の場合も、下記、補助対象項目に掛かった費用が、保育支援経費でまかなえる範囲の場合、利用者負担はゼロとする（全額補助）。しかし、これを超える場合は、利用者に負担を求

めることとする。利用者への負担額は、予算と申請人数によって決定する。

5. 補助対象項目

保育料と、学会会場と保育施設間の往復交通費（交通費支給額上限に関しては、年度の予算に合わせて決定する。子にかかる交通費も含めてもよい）を対象とする。

オムツ代、食事代、ミルク代、おやつ代、入会金もしくは登録料は対象外とする。但し、保育施設の料金システム上、保育料と分離不可能な場合は、補助額の算定に含める。また、支援方法(ii)で利用者が選んだ保育施設がやむなく傷害保険等に加入していない場合であって、利用者自ら保険に加入した場合は、保険料を補助額の算定に含める。

参加者または子の体調不良による保育施設の利用キャンセルの場合、保育施設へのキャンセル料も補助対象とする。

6. 補助期間

学会当日から学会最終日までの期間とする。但し、学会前日もしくは最終日の翌日に開催される学会関連の連絡会等に参加する場合も対象とする。

7. 事故・トラブルについて

大気化学会運営委員会（保育支援担当者）は、補助期間の子の急病に備え、近隣の救急・夜間対応可能な病院等の情報を入手しておくこと。利用者には事故・トラブルの際の責任範囲を周知すること。

- ・ 支援方法(i)に関しては、公益社団法人全国保育サービス協会に加盟し、ベビーシッター総合補償制度に加入する業者を利用することとする。事故・トラブル時の補償はこの保険補償の範囲で行なうものとする。補償内容は、申請時（もしくは開示を求められた場合は申請前）に利用者に提示する。
- ・ 支援方法(ii)に関しては、学会会場の近隣で保育施設を利用する場合は、必ず保険加入がなされている保育施設を利用するよう利用者に周知する。また、遠方および病児・病後児保育であっても、保険加入がなされている保育施設を選び、事故等の責任は各利用者が負うこととする。
- ・ 保育支援利用の前提として、保険加入の保育施設を選ぶように利用者に要請するが、利便性等を考えて選んだ保育施設が保険未加入の場合は、利用者が自ら保険に加入し、子を預けることができる。その場合の保険料は、補助対象に含めることができる。
- ・ 学会参加のための移動中の事故等に関しては、各利用者で責任を負うこととする。
- ・ なお、保育支援に掛かる事故・トラブルについては、討論会実行委員会の協力も得ながら、大気化学会が窓口となって対処する。

8. 申請方法

- ・ 利用前：

保育支援の利用希望者は、期日までに大気化学会運営委員会の保育支援担当者へ利用を申し込む。申し込みの際、利用人数（子の数）、日数（総利用時間）、見積り額、保育施設の情報（名前、住所、保険加入の有無）を伝える。

支援方法 (i) の場合、保育に必要な持ち物リストや注意事項、緊急時の対応等を記した資料を提示する。また、「一時保育室利用に関する誓約書」(本ガイドライン末尾に添付) を利用日毎、子 1 人につき 1 部を提出する。

支援方法 (ii) の場合は、利用者各自で保育施設の予約を取る。

保育支援の申請受付は締切日を設けるが、子の発熱等による急な変更もありうるため、締切日後でも受け入れる、もしくはキャンセル可能とする等、大気化学会運営委員会の保育支援担当者には柔軟な対応をお願いする。

・ 利用後：

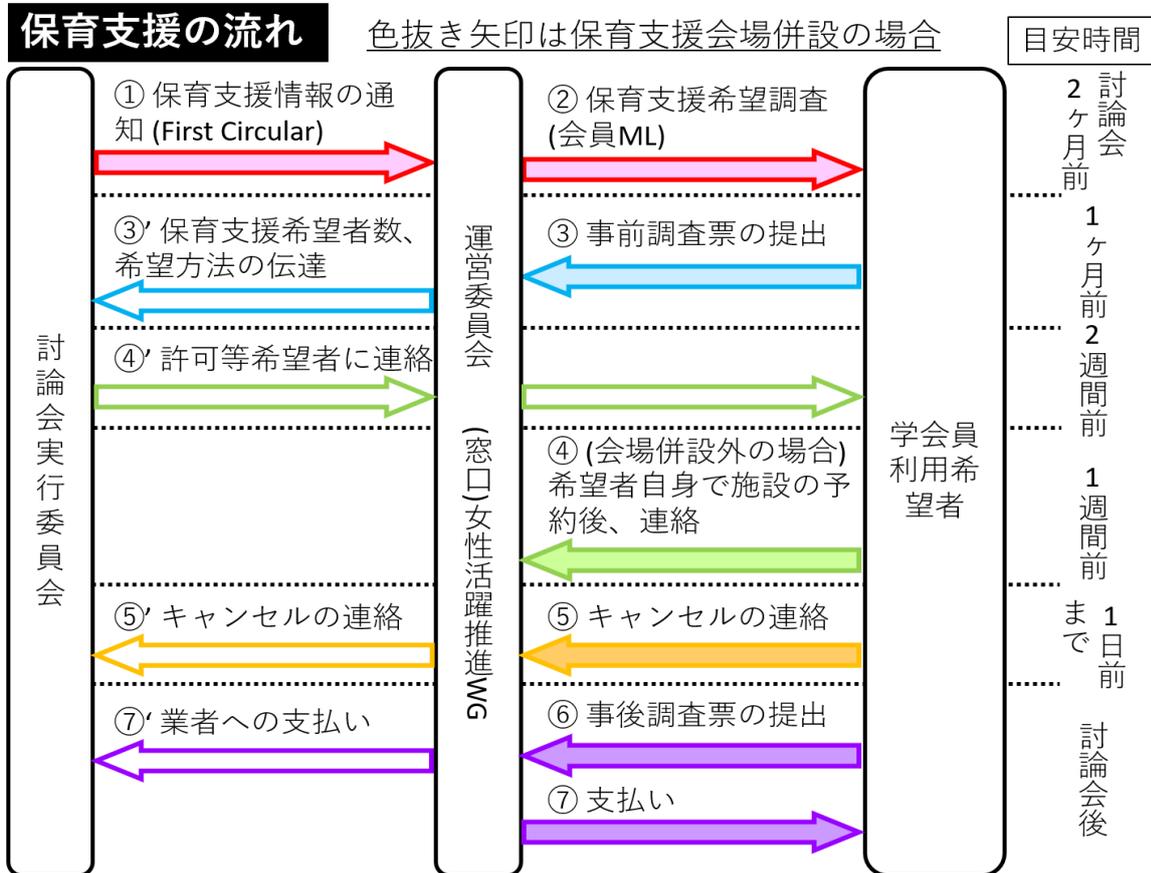
保育支援の利用者は、領収書 (原本)、保育記録のコピー、非会員で発表を行った者は、発表の証明となるものを添付 (予稿集の写し (ページ番号の確認) もしくは学会参加費の領収書の写し) を大気化学会運営委員会の保育支援担当者に持参もしくは郵送するとともに、交通費 (利用区間等)、振込口座情報を伝達する。

上記書類提出は保育施設利用後、速やかに (遅くとも 2 週間以内に) 行うこと。

9. 利用状況の報告

大気化学会運営委員会の保育支援担当者は学会終了後、速やかに大気化学会運営委員会経理係に、利用者数・各利用者が預けた子の人数・利用日数・利用施設名・金額 (保育料、交通費別/実際に掛かった額と補助額の両方)、銀行口座等振込先情報を報告する。

10. 保育支援の流れ



11. その他

大気化学会運営委員会の保育支援担当者は、保育支援等の実情にあわせ、必要に応じ本ガイドラインの見直しを行う。

一時保育室利用に関する誓約書

年 月 日

日本大気化学会 会長殿

私（氏名： 所属： 会員番号： ）は、日本大気化学会が企画運営する会場における一時保育室利用に関して、万一何らかの事故が起きた場合であっても、

1. 会場となる施設や大学・研究機関および学会運営に関わる者は一切の責任を負わないこと
および
2. 日本大気化学会の保育室運営に携わる者の責任は、シッター会社の加入する損害保険において実際に支払われる金額の範囲に留まること

の上記2項目を全て確認し、承諾します。

その上で、私の子（氏名： ）を日本大気化学会が企画運営する一時保育室にお預けします。

自宅住所 〒

氏名（自著または印）

————— 一時保育室利用に関する誓約書（ここまで） —————

※日本大気化学会会長宛ての誓約書です。お子さん1人につき1部、保育室に当日、提出してください。